

定期報告を必要とする建築物等一覧表

(政令で指定しているもの)

	用途	要件	報告の時期・期間
特定建築物等	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、就寝用途がある児童福祉施設等※1 【政令指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積の合計が300㎡以上であるもの(病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限り、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限ります。) ③ 地階にあるもの	平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで(3年毎)
	体育館(学校に附属しないもの) 【政令指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積の合計が2,000㎡以上であるもの	
	劇場、映画館、演芸場 【政令指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの ③ 主階が1階にないもの ④ 地階にあるもの	平成29年以降3年ごとの4月1日から9月30日まで(3年毎)
	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場 【政令指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの ③ 地階にあるもの	
	共同住宅又は寄宿舎【政令指定】 (高齢者又は障害者等の就寝の用に供するもの)	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの	
	ホテル又は旅館 【政令指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで(3年毎)
	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(学校に附属しないもの) 【政令指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積の合計が2,000㎡以上であるもの	
	博物館、美術館、図書館(いずれも学校に附属するものを除く。) 【政令指定】		
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。) 【政令指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③ 床面積の合計が3,000㎡以上であるもの	毎年の4月1日から9月30日まで(毎年)
	展示場【政令指定】	④ 地階にあるもの	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店又は飲食店 【政令指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③ 床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④ 地階にあるもの		

【政令指定】用途部分が避難階のみにあるものは定期報告の対象外
用途部分の床面積が100㎡以下のものは定期報告の対象外

・複合の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする

裏面もあります

	用途	要件	報告の時期・期間
昇降機	エレベーター【政令指定】	※2 ※3	前回の報告（最初の報告にあつては検査済証の交付日）の属する月の2ヶ月前の1日から当該属する日の2ヶ月後の月（この月が報告すべき年の次の年に属することとなる場合にあつては報告すべき年の12月）の末日まで
	エスカレーター【政令指定】	※3	
	小荷物専用昇降機※4【政令指定】	※3 ※5	

	用途	要件	報告の時期・期間
準用工作物	観光用エレベーター （乗用エレベーターで観光のためのもの） 【政令指定】		毎年の4月1日から9月30日まで （毎年）
	観光用エスカレーター （乗用エレベーターで観光のためのもの） 【政令指定】		
	高架の遊戯施設 （ウォーターシュート、コースター、その他これらに類する高架の遊戯施設） 【政令指定】		毎年の4月1日から6月30日まで （毎年）
	回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの （メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する高架の遊戯施設） 【政令指定】		

	用途	要件	報告の時期・期間
防火設備	①政令で定期報告の対象となる建築物に設置されたもの ②病院、有床診療所又は就寝用福祉施設（共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等）の防火設備（用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの） 【政令指定】	常時閉鎖式の防火設備（普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの）、外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く※5	毎年の4月1日から9月30日まで （毎年）

※1は、対象となる児童福祉施設等は、以下のとおり政令に指定するものに限り、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能居宅介護の事業所を含む。）、宿泊を提供する老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害者福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所で利用者の就寝の用に供するもの

※2は、労働安全衛生法第41条第2項に規定する性能検査の対象となるものを除く

※3は、個人の住宅に設置されたものなどを除く

※4は、テーブルタイプ（昇降路の出し入れ口が室の床面よりも50cm以上高い物）を除く

※5は、平成30年度から報告対象